

建設用びょう打銃用空包の消費方法

1. 空包の消費については、次の各号を遵守して行います。

- (1) 1日の消費作業終了後は、消費場所に空包を残置させないで庫外貯蔵場所に返納します。
- (2) 空包の取り扱いは、特に盗難予防に留意します。
- (3) 消費場所に空包を存置する場合は、堅固な設備に収納して、施錠します。
- (4) 1日に同一の消費場所において消費する数量は、空包200個以下とします。また、消費場所に持ち込む数量は1日の消費見込量以下とします。
- (5) 空包の受払、消費等は出納簿により管理します。
- (6) 空包の消費に際して、当該作業に必要なない者は近づけないようにして行います。
- (7) その他の消費は火薬類取締法施行規則第56条の3の規定を遵守して行います。
- (8) 消費の概要

消費数量 個
消費期間 年 月 日 ~ 年 月 日

主 な 消 費 地	月	月	月	月	月	月

2. 空包の貯蔵については、次の各号を遵守して行います。

- (1) 庫外貯蔵場所の付近では火気の使用を禁止し、周囲には可燃性及び支燃性の物をたい積しないようにして、火災防止に対して措置します。
- (2) 貯蔵は堅固な設備に施錠する等して盗難防止に対して措置します。
- (3) 庫外貯蔵場所の最大貯蔵量は、2,000個とします。
- (4) その他の貯蔵上の取扱いは、火薬類取締法施行規則第21条の規定を遵守して行います。

3. 譲受先名